

備前市立吉永小学校 いじめ問題対策基本方針

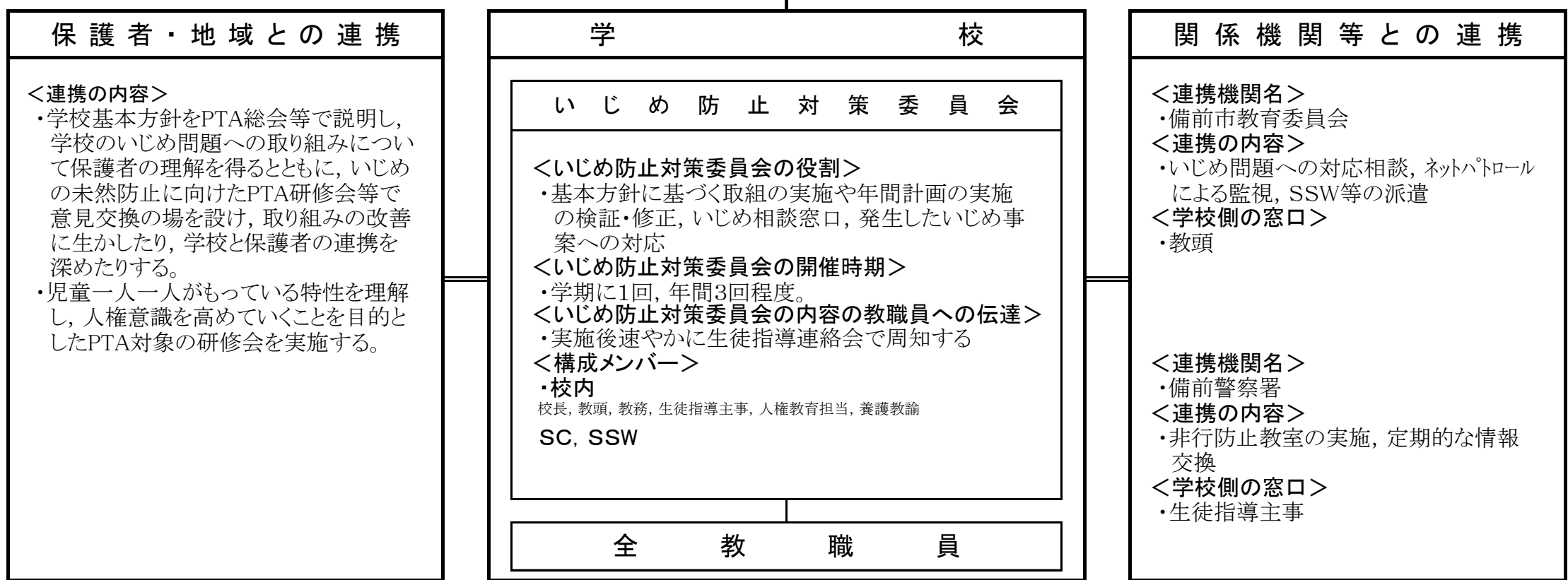
令和5年4月 策定

いじめに関する現状と課題

- 本校のいじめの認知件数は年間5件未満で推移している。以前は高学年に多かったが、ここ数年は学年を問わず発生している。自己指導能力や人権意識に課題を抱えている児童が多く、善悪の判断より先に楽しいことに走りがちな面があり、コミュニケーションの失敗や対人トラブルからいじめに発展しやすい傾向をもっているといえる。
- また、多様な児童の言動を受け入れることができず、自分の価値を一方的に押し付けたり、感情的になったりすることでトラブルになることが多い。児童一人一人の人権意識の向上や多様性を受け入れる学級・学校づくり、積極的な生徒指導による自己指導能力の育成を図るための教職員研修の充実と早期発見・早期対応できる組織づくりが必要である。
- 最近では、放課後や休日の児童同士での遊び(オンラインゲーム上も含む)で起きたトラブルがいじめにつながることもあり、保護者への啓発を強めていくことが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめの未然防止に向けて、児童の人権感覚を育成し自己指導能力が向上するように、授業や特別活動等だけでなくあらゆる場面において積極的な生徒指導に意識的に取り組み、児童の自己有用感や学校生活への満足感が高まる学校づくりを進める。
- いじめ防止対策委員会には、学校教職員だけでなく地域の主任児童委員やスクールカウンセラー、場合によっては、福祉関係職員等にも参加していただき、専門的な立場の助言をもらいながらいじめの未然防止に取り組んだり、実効のないいじめ問題の解決に取り組んだりする。
- <重点となる取組>**
 - 6月の「いじめを考える週間」では、各学年においていじめ防止につながる授業を実施し、いじめについての理解を深める。
 - SNSの利用や対人トラブル、ネット上のいじめについての認識を深め、事前・事後対応力を向上させるための教職員研修やPTA研修を実施する。
 - 年に2回の教育相談と学期に1回の実態把握アンケートにより、学校生活に対する満足感や不安感、いじめの実態を調査し、それに基づいて教育相談・面談を行い、きめ細かく児童に対応する。



学校が実施する取組

<p>① いじめの防止</p>	<p><人間関係づくり></p> <ul style="list-style-type: none">日頃の授業や学校行事等の特別活動、学級遊びを通して、仲間づくりの取り組みを進め、人とつながることの心地よさを感じさせるとともに、学校や教室に一人一人の居場所をつくっていく。 <p><児童会活動></p> <ul style="list-style-type: none">6年生を中心としたたわり班遊び等を通じて、集団遊びの楽しさを感じさせるとともに、高学年の自己有用感を高める。 <p><情報モラル教育></p> <ul style="list-style-type: none">ネット上の対人(友達)トラブルを防止するために、SNSによる交流の危うさや情報発信する者の責任について知るとともに、人を傷つける使い方をしないための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。 <p>(教職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none">教職員の人権に関する知的理解と人権感覚の向上のため、いじめ未然防止につながるワークショップや意見交換、実践交流等の研修を行う。
<p>② 早期発見</p>	<p><実態把握・情報共有></p> <ul style="list-style-type: none">児童の実態把握のためのアンケートを学期に1回実施し、教育相談や面談を行うことで児童の生活の様子を十分把握するとともに、保護者からの相談や担任・担任外の児童観察から得られた児童の気になる変化、言動に関する情報等を総合的に捉え、教職員間で情報を共有し、いじめの早期発見を図る。スクールカウンセラーやスクールソーシャルパートナーと連携し、外部からの観察による児童一人一人に見られるトラブルの兆候や集団の雰囲気など意見交換することを通して幅広く実態把握に努める。 <p><相談体制の確立></p> <ul style="list-style-type: none">相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p><家庭への啓発></p> <ul style="list-style-type: none">積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
<p>③ いじめへの対応</p>	<p><いじめの有無の確認></p> <ul style="list-style-type: none">児童がいじめを受けているとの通報や毎週金曜日の生徒指導連絡会の情報から、いじめの可能性が明らかになったときは、速やかに、その事実の有無の確認を行う。 <p><いじめへの組織的対応の検討></p> <ul style="list-style-type: none">いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ防止対策委員会を開催する。 <p><いじめられた児童への支援></p> <ul style="list-style-type: none">いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p><いじめた児童への指導></p> <ul style="list-style-type: none">いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。